

令和3年第1回定例市議会追加議案
条例新旧対照表

(3月4日提出)

議案第 27 号 藤井寺市国民健康保険条例等の一部改正について

| | |
|--------------------------------------|---|
| 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正案（第 1 条関係） | 1 |
| 藤井寺市介護保険条例の一部改正案（第 2 条関係） | 2 |
| 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案（第 3 条関係） | 3 |

議案第 27 号

藤井寺市国民健康保険条例等の一部改正について

○藤井寺市国民健康保険条例（昭和 36 年藤井寺市条例第 8 号） 新旧対照表
（第 1 条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第 5 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2・3 （略）</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第 5 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2・3 （略）</p> |

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表
（第2条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第4条 市長は、第1号被保険者が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）</u>の影響を受ける者として市長が別に定めるもののうち必要があると認められるものに対し、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）について、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。</p> <p>2 （略）</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第4条 市長は、第1号被保険者が<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>の影響を受ける者として市長が別に定めるもののうち必要があると認められるものに対し、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であつて、普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の年金支払日）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）について、納付義務者の申請により、保険料を減免することができる。</p> <p>2 （略）</p> |

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （第3条関係）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（防疫作業従事手当の特例）</p> <p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</p> <p>4 （略）</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（防疫作業従事手当の特例）</p> <p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</p> <p>4 （略）</p> |

